

独立行政法人医薬品医療機器総合機構中期目標（案）

（1月31日時点の骨子。内容は厚生労働省が関係省庁等と調整中）

第1 中期目標の期間

平成26年4月から平成31年3月までの5年間

第2 法人全体の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- （1）効率的かつ機動的な業務運営
- （2）業務運営の適正化

第3 部門毎の業務運営の改善に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 健康被害救済給付業務

- （1）救済制度に関する広報及び情報提供の拡充
- （2）事実関係の調査等による請求事案の迅速な処理
- （3）部門間の連携を通じた適切な情報伝達の推進
- （4）保健福祉事業の適切な実施
- （5）スモン患者及び血液製剤によるH I V感染者等に対する受託支払業務等の適切な実施
- （6）特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者に対する給付業務等の適切な実施

2 審査等業務

- （1）医薬品・医療機器等に対するアクセスの迅速化

(2) 世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品の実用化促進のための支援

3 安全対策業務

- ア 副作用等情報の整理及び評価分析体制の大幅な充実強化等
- イ 収集した安全性情報の解析結果等の医療関係者、企業へのフィードバック情報の利用拡大及び患者への適正使用情報の提供等
- ウ 医薬品リスク管理計画に基づく適切な安全対策の実施
- エ 救済業務及び審査関連業務との連携
- オ 安全対策措置の実施状況及び実効性が確認できる体制の構築
- カ 予防接種法の副反応報告に関する情報収集及び調査・分析業務

4 レギュラトリーサイエンス・国際化等の推進

- ア レギュラトリーサイエンス研究の充実
- イ 国際化への対応
- ウ 研修の充実
- エ 外部研究者との交流及び調査研究の推進
- オ 難病・希少疾病治療薬の実用化の推進
- カ 審査等業務及び安全対策業務の一層の透明化の推進
- キ 情報システム基盤の整備

第4 財務内容の改善に関する事項

第5 その他業務運営に関する重要事項

(1) 人事に関する事項

(2) セキュリティの確保

(3) 機構法第三十一条第一項に規定する積立金の処分に関する事項